

台風時（警報発令）等における学校及び保護者の対応について

時下、保護者の皆様には、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

台風時等を例にして、警報が発令された場合や、発令されていない場合の学校及び保護者の対応について、下記のようにまとめましたのでご承知ください。

記

1 始業前に暴風警報（**暴風雪警報・特別警報・台風接近に伴う大雨警報も同様**）が発令されている場合

- (1) 午前7時現在、暴風警報が発令されている場合は、児童を午前11時まで自宅待機させてください。また、当日の学校給食は中止となります。
- (2) 午前11時まで、暴風警報が解除されている場合は、学校へ午後1時30分に着くように児童を登校させてください。（集合場所に午後1時）
なお、児童を登校させるに当たり、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊等危険が予想される場合は、当日の登校を中止とします。
- (3) 午前11時現在、引き続き暴風警報が発令されている場合は、当日の授業は中止となります。

2 始業後に暴風警報（**暴風雪警報・特別警報・台風接近に伴う大雨警報も同様**）が発令された場合

- (1) 原則として、直ちに授業を中止し、速やかに児童を帰宅させます。
下校の方法は
 - ① 教員引率による集団下校。保護者の方にも危険箇所を立ていただくなど、ご協力をお願いします。
 - ② 風雨が強く、集団下校が危険と判断した場合は「緊急引渡し」を行います。速やかに来校してください。

緊急下校になった場合、留守になるご家庭はどのように家に入るかお子様と日頃からご相談ください。

また、学童保育や放課後デイサービス等を利用している場合は、**暴風警報発令時の対応（学童保育つくし、学童トーマスぼーや、竹野の森子ども園、各放課後デイサービス事業所等）**について、確認をしておいてください。

- (2) 台風の中心位置、進行方向、速度、警報発令時の気象状況及び地域の道路、橋梁浸水の状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる児童については、学校で待機させ、保護者と緊密な連絡を取るなどの適切な措置をとります。

3 鈴鹿市教育委員会の判断による「臨時休校」の措置をとる場合

- ① 授業実施日の前日午後9時の段階で、授業実施日において上記の警報が発令される確率が高い場合。
鈴鹿市教育委員会の判断で臨時休校の指示があれば牧田小からメール配信します。
- ② 授業実施日の午前7時の段階で、授業実施日において上記の警報の発令される確率が高い場合。
鈴鹿市教育委員会の判断で臨時休校の指示があれば牧田小からメール配信します。

警報発令が予想される場合は、授業実施日前日の午後9時・当日午前7時頃の牧田小学校からのメール配信を必ずチェックしてください。

4 学校長の判断により、「臨時休業」・「始業時間の変更」・「下校時間の変更」の措置をとる場合

- (1) 「臨時休校」の場合・・・..午前7時に判断し、メール配信します。
- (2) 「始業時間の変更」の場合・・・..午前7時に判断し、「始業時間変更」のメール配信をします。始業時間が決定次第メール配信します。通常の登校時間に危険と思われた場合は保護者の判断で登校を見合わせ学校に連絡してください。通学路に危険があるときは無理に登校させず、学校に連絡してください。
- (3) 「下校時間の変更」の場合・・・..メール配信します。

5 雷の発生時

- (1) 登校時は、保護者の判断で安全が確保されるまで登校を見合わせてください。
- (2) 児童生徒が下校前のときは、雷の発生状況を情報収集するとともに、下校を遅らせる等の措置を講ずる場合があります。
- (3) 児童生徒が下校途中で雷が発生したときのことを考えて、次のことをご家庭でも指導ください。
 - ① 通学路途中の民家に避難をすること。
 - ② 木の下への避難は、危険であること。
 - ③ 突然、雷に遭遇したときは、体を丸くしてしゃがみ込むこと。

緊急時は電話などによる個別の対応が困難です。また、地域の側溝や用水路などの危険な場所に立っていただき、登下校の指導をしていただくなど、ご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。